

第37回議会運営委員会会議記録

- 【開催日】 平成27年6月23日(水)
【開催場所】 第一委員会室
【開会・散会時間】 午後3時52分～午後4時8分
【休憩時間】 なし
【出席委員】

委員長	大井淳一郎	副委員長	石田清廉
委員	河崎平男	委員	下瀬俊夫
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
委員外議員	岡山明	傍聴議員	中島好人
傍聴議員	長谷川知司	傍聴議員	吉永美子

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	事務局次長	清水保
主査兼議事係長	田尾忠久	庶務調査係長	島津克則
庶務調査係主任主事	梅野貴裕	議事係主任主事	原川寛子

【付議事項】

1 意見書案の取扱いについて

大井淳一郎委員長 それでは皆さん、お疲れのところ恐縮でございますが、ただいまから第37回議会運営委員会を始めたいと思います。まず始めにですね、委員外議員として岡山議員を委員外議員として、座っていただくことについて皆様、よろしいでしょうか、それで。

下瀬俊夫委員 今回のこの何ていうか意見書の案についての提案者がね、岡山議員になってますよね。岡山議員がここに座るとね、自由討議になるんですよ。いわゆる提案者に質問したいということになったときに(「本会議で」と呼ぶ者あり)いやいやいや。これのいわゆる意見書の案についてね、当初各会派回ったときの岡山議員の発言と、若干違うから、それはねやっぱり確認しなきゃいけないわけですよ。(発言する者あり)ここでいいんですか。委員に質問してもいいんですか。

大井淳一郎委員長 まあ議運は別に自由討議は妨げないとは、今までもね、こうやってますけどね。申入れは、岡山議員のほうからあったと聞いてますが、撤回しますか、どちらでもいいですよ。(「委員外議員として議員が質問してもいいよ」と発言する者あり)いやいや、僕はもちろんそれでいいんですけど、それがまずいってことはないですから、もちろん。まあ今回のこの件にも関わりますんで。それでは皆さん了解を得たということで、岡山議員

を委員外議員として入っていただくと。ただあの委員外議員ということですので、発言は基本的には優先順位というか、委員が優先ということですのでその辺御承知おきいただきたいと思います。それでは今回付議事項といたしまして、皆様と協議したいのは意見書案の取扱いについてでございます。これは従来初日に岡山議員が提出者、長谷川議員が賛成者ということで出されていた意見書案でございますが、こういった議員提案の意見書案については全会一致が望ましいということで、この意見書案について、事前の調整が必要ではないかといった意見が出ましたので、初日上程は今回は見送ったわけでございます。ただそれからこのような意見書案ということで皆様、お手元にありますもの変わった点はですね、2番が丸々なくなるということですね。そうしたことを前提に意見書案が差し替えて出されるということになっております。その上で、皆さんこの意見書案を明日上程ということで考えておりますが、それを前提に話していきたいと思います。それでは委員の皆様からこの意見書の取扱いについて明日上程の予定でいきますか。

下瀬俊夫委員 そもそもですね、初日と言いますかこの本会議前の議運に出されたときにも若干議論になったわけですが、いわゆる議会決議というね、機関意思の決定というふうな問題は、多数決になじまないということで、基本的にはですね、出された提出者のほうから基本的に案文の内容について、若干の訂正あるいは修正に応ずる気持ちがあるのかという点についてですね、まずそれが大前提の話だということで私たちの会派にも提出者としてですね、岡山議員が来られました。そのときにはですね、前回の消費税のときの意見書と全く違ふと、どうぞ御自由にどうぞ変えられても結構ですというふうな話がされました。そうですね。いや、それがあるかないか、そうであるかないかだけ、まずお聞きしたいわけです。

岡山明委員外議員 じゃあ私はそのときはお話は聞いておりました。その項目の2つ目に関しては変えても結構ですよと、そういう私は解釈の下でお話したと思います。全文を、という話は私は前提にしておりません。

下瀬俊夫委員 あのね、それは全くあり得ない話でね、全会一致制というのはそういうことでしょ。全会一致制というのは、あなたが御否定されるように2項目削ってもいいですよ、自由にされてもいいですよ、あとはこのままですよって、そんな話は前提としてあり得ないんですよ。だからあなたはあのときに消費税のときの場合とは全く違うんですというところまで話されたんです。それから第2項目だけはどうかのこの話もね、一切そのときにはされませんでした。するほうがおかしいんですよ。どうぞ御自由になって言われたわけだから。だからそういうね、今になってそういう話をされたってね、今言ったように全会一致議案にするかどうかというね、機関意思の決定という重要な問題ですから、そこまで腹が中になければね、最初からもう多数決を目指すということになるんですよ。その覚悟はなかったのかという問題なんですよ、あなたに。

岡山明委員外議員 消費税の話をされたときはあれは10%、消費税が10%と同時にこの消費税が、今言われたような消費税の10%がそういう条件があると、そこで話がこじれたっ

ゆう形。その10%と同時にそういう形がありました。今回はその国保の減税措置の見直しというその形の意見書になります。皆様の会派、ほかの会派に関しては、皆様に関しては、2問目がどうしても気になる。主題と1問目に関しては何ら問題はないという、私はそういう解釈の下であくまでも、ここで引っ掛かるのは2問目と、2つ目の提案がどうしても引っ掛かると、そういう会派の皆様の意見を聞いて私は公明党代表として、共産党行ったときに、帰るドアを開ける前に変えても、そりゃあ構いませんと言うたのが、あくまでも2つ目の項目に対しての、と私は思います。

古川議会事務局長 この議運の中では全会一致案件になるのか、ならないかの議論ですので、内容についてはここで議論することにはならないと思います。基本的に今の流れを見ますと、全会一致にならないということは、機関意思の流れの中で、副議長提案にならないということになりましたら、委員会付託することになる。そういうどちらかの決定をしていただくということではないかと思えます。

下瀬俊夫委員 提案者が一字一句変えたくないということ、基本的に同じではないかと言っているわけですね。機関意思の決定であれば、全会一致を前提にするのであれば、いろいろ変更するということをまず提案者の腹づもりがなければ、全会一致にならないわけです。2項目がどうのこうのは関係ない。1項目でなんであれ、変更する意思がないということでしょう。

岡山明委員外議員 私はあくまでも会派の、他派の会派に関しては2つ目がどうしても引っ掛かると、そういう趣旨の下で私は出るときに、共産党さんがいらっしゃる中で会派がいらっしゃる中でお話をしたわけではありません。出口を出る前に皆さまにちょっと話をしたという形でしょう。

下瀬俊夫委員 変更する意思がないということでしょう。なかつたら全会一致にならんよという話をしとるんじゃ。

大井淳一郎委員長 全会一致にならないということを前提に、日程調整は全会一致議案としては難しいということで、議員提案、岡山議員が提案者ということで委員会付託になります。当然出されたときには質疑等していただく。付託委員会は内容からして民生福祉常任委員会ということですので、委員長よろしくお願ひいたします。その内容で議運としては確認したということによろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

古川議会事務局長 日程を確認してください。

大井淳一郎委員長 事務局案はありますか。

古川議会事務局長 明日の本会議、一般質問の最後に上程していただくという形になろうかと思えます。委員会はその日にするか、違う日にするかは委員長の判断の下、諮っていた

いて決めていただいたらと思います。内容の確認をもう一度してください。岡山議員が提案者としてなられる意見書案の内容については2をのけるということでいいのかどうかだけを確認してください。再度提出されるという形にしてください。

大井淳一郎委員長 再度提出という手続になるんですね。

下瀬俊夫委員 岡山さんがどういうふうにご考えておられるか分からないけど、うちの委員会でごこれを付託されて議論になったときに、委員会修正があり得るわけですよね。だから委員会で基本的に全会一致になろうと思ったら、委員会修正になってしまうわけです。岡山さんが一字一句いらつたらいいんという話をされると成り立たんわけですよ、話として。それはいいんですか岡山さん。そこら辺をきちんとしとかなと。

岡山明委員外議員 一字一句というそういう硬い表現はないんですが、減額調整措置の見直しを求める意見書という本文があります。これに沿った、もう今この状態で全てが始まっていませんので、それに対して極端に外れない限りは問題じゃない、変えられても私は思っております。

大井淳一郎委員長 民生福祉常任委員会に付託しますので、その中で実質審査をしていただけたらと思います。民生福祉はほかにもいらっしゃいますのでよろしくお願ひします。確認します。今お手元にあります意見書案。現在1、2となっておりますが2の項目をのけたという形で、本日付で提案があったという扱ひでさせていただきます。そして、明日一般質問終了後に議員提案で上程される。質疑があつて、民生福祉常任委員会に付託される。日にちについては調整させていただきます。その日になるか、後日になるかは調整させていただきますということで議運としてはそのように取り扱ひたいと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)この件に関しては以上といたします。

下瀬俊夫委員 今日の市長答弁ですよね。例の中小企業振興条例について何か撤回をされるかのような発言をされましたよね。これは今後の委員会審査が25日に予定されていますが、これとの関係ではどうなるんでしょうかね。

古川議会事務局 長 これは執行部のほうで答弁いたしましたので、真意は分かりませんが、25日に産業建設常任委員会が開催されますので、その中で定かにされる必要があろうかと思ひます。ここでどうのこうのということではできません。

大井淳一郎委員長 万が一撤回となると。

古川議会事務局 長 市長答弁ですから、それを踏まえて委員会で慎重審査をされるべきだというふうにご考えます。

大井淳一郎委員長 万が一撤回となると、さらにまた改めて議運で集まって、そのことについて日程追加で確認しなければいけないということになりますので、御協力お願いしたいと思います。よろしいですね。本日は以上といたします。皆さんお疲れさまでした。

平成27年(2015年)6月23日

議会運営委員会委員長 大井 淳一郎